

なお生活困窮の状況が続いている皆さまへ

— 自立相談支援機関へのご相談と貸付期間の延長のご案内 —

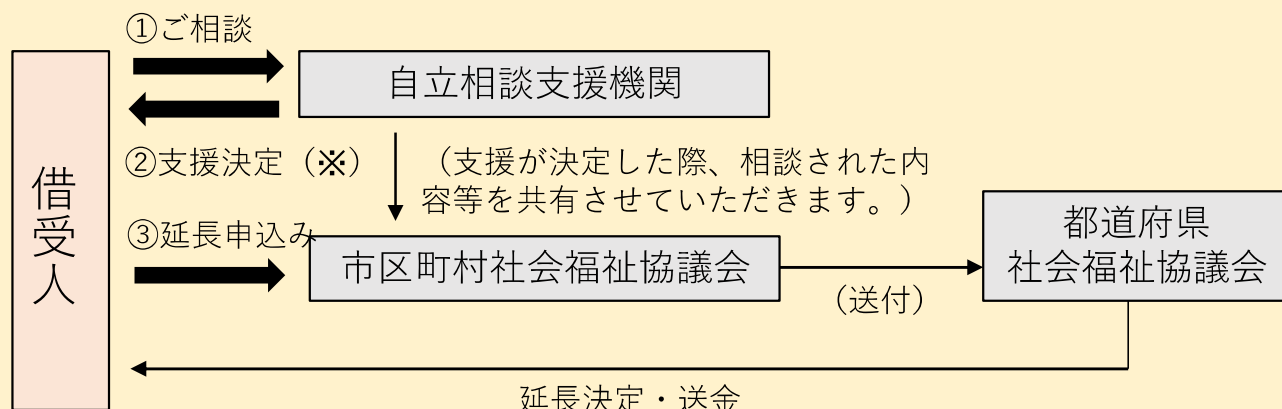
総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

貸付延長の対象となる方

貸付延長の対象となる方は、初回の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯が、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受ける場合です。
(初回貸付を令和3年3月31日までに申請していることが必要です)

手続きの流れ

総合支援資金の特例貸付の貸付延長に関する手続きの流れです。
まずは、生活困窮者自立相談支援機関にご相談ください。



生活困窮者自立相談支援機関とは？

- ・住宅、仕事、生活などの相談窓口です。
- ・自治体が直営又は委託（社会福祉法人、NPO等）により運営しています。
- ・全国905の福祉事務所設置自治体で1,336箇所設置されています。

延長貸付の申込受付期間

【受付期間（県社協到着日）】

初回貸付の3回目の送金日が属する月の月末まで
対象者の借入期間の関係から、令和3年6月末で受付終了となります。

※お申込先である各市町社会福祉協議会における締切は、各市町社協へお問い合わせください。

自立相談支援機関及び総合支援資金の特例貸付の 延長に関する Q & A

Q. 自立相談支援機関はどこにありますか？

A. お住まいの市や町にあります。
お住まいの地域の窓口はこちらです。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e01/seikatusienn.html>

Q. 自立相談支援機関に支援を申し込むには何が必要ですか？

A. 相談支援の申込票にあたる「状況確認シート」を記載いただきます。
また、①新型コロナウイルスの影響により減収したことや、②現在の収入状況を書類で確認させていただきます（例：①雇用主からの休業を命じる文書、②給与明細書等）。

Q. 自立相談支援機関の支援決定は誰でも受けられますか？

A. 自立相談支援機関へのご相談はどなたでも可能です。
自立相談支援機関では、生活状況等のお話を聞かせていただき、**支援が必要と判断される場合に支援の決定を行います**が、生活状況等によっては、生活保護制度等、他の制度をご案内させていただくことがあります。

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回（3か月以内）までです。

Q. 市区町村社会福祉協議会への延長申し込みには何が必要ですか？

A. 延長申込書、借用書（延長貸付分にかかる借用書）、印鑑をご用意ください。

Q. 特例貸付の延長申し込みはいつまで出来ますか？

A. 延長申込みの受付期間は、**初回貸付の3回目の送金日が属する月の月末まで（県社協必着）**です。

受付期間内に、申込窓口である市町社協を經由して栃木県社協へ申込書類が到着することが必要となりますので、お住まいの市町の社会福祉協議会や自立相談支援機関における受付日程等について、お早めに各社会福祉協議会や自立相談支援機関へご相談ください。

※月内であれば、3回目の送金日より前の受付も可能です。